

00782

毎週火・金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇企業管理規程 企業職員の等級の分類の基準に関する規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。
- ◇企業訓令 鳥取県企業局西部建設事務所処務規程の一部を改正する企業訓令

企 業 管 理 規 程

企業職員の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和三十九年十一月一日

鳥取県知事 石 朗

破

二

朗

別表第一中

を

企業局西部建設事務所
駐用工在地務所主係長
"
"
工務係長
"
"

企業職員の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程

一部を改正する企業管理規程

に改める。

別表第二を次のように改める。

技能職員の職務の等級の分類基準表

鳥取県企業局西部建設事務所処務規程
一部を改正する企業訓令

五月鳥取県企業訓令第四号の一部を次のように改正する。

職務の等級	職務の等級に含まれる職務
一等級	自動車整備士の職の占める職務
二等級	運転手、線路手、えん堤手及び水路手の職のうち相当長期の経験を必要とする職の占める職務
三等級	運転手、線路手、えん堤手及び水路手の職の占める職務

附則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

企業訓令

鳥取県企業訓令第四号
鳥取県企業局西部建設事務所処務規程の一部を改正する企業訓令を次のように定める。

昭和三十九年十一月一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県企業局西部建設事務所処務規程の

一部を改正する企業訓令

五月鳥取県企業訓令第四号の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(内部組織及び分掌)

第二条 所に庶務係、工務係、用地主任及び駐在所を置く。

2 駐在所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県企業局西部建設事務所境港駐在所	境港市

3 各係、主任及び駐在所の分掌業務は、企業局長(以下「局長」という。)の承認を受けて所の長が定める。

第二条の二を次のように改める。

(職制)

- 第二条の二 所及び所の内部組織に、それぞれその長を置く。
- 第四条を次のように改める。
- (所掌業務の代決)
- 第四条 所長に事故があるときは、主務係長(用地主任及び駐在所長を含む。以下同じ。)が所掌業務を代決する。
- 2 所長に事故がある場合において、主務係長にも事故があるときは、あらかじめ所長が指定した係長等が所掌業務を代決する。
- 3 前二項の規定により代決した事項は、代決者の責任において、遅滞なく所長の後聞を受けなければならない。
- 附則
- この企業訓令は、昭和三十九年十一月一日から施行する。